

「堺第7-3区共生の森づくり全体会議」 設置要綱

(名称)

第1条 この会は「堺第7-3区共生の森づくり全体会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、20世紀の環境問題が凝縮された産業廃棄物処分場を、様々な主体と様々な実証的な取組みにより、環境共生時代の都市モデルとなる「共生の森」として再生することを目指し、堺第7-3区共生の森エリアにおいて、多様な主体が参画して、森づくりに関する情報提供、意見交換、調整協議、計画提案、運営管理等を行い、府民と行政の協働による森づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 森づくりの全体計画の検討・管理
- 二 多様な主体への活動呼びかけと活動支援
- 三 参画主体相互の調整
- 四 その他目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 会議は、第2条の目的を達成することに賛同する者をもって構成する。

- 2 会議に加入しようとするものは、会議での賛同を得て加入できる。
- 3 会議は、必要に応じて部会を設けることができる。

(会議)

第5条 会議は、構成員の要請により事務局が召集する。

- 2 会議は、必要な場合は構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、大阪府主務担当課におく。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に関して疑義が生じたときは、会議において協議する。

附 則

この要綱は、平成22年9月9日から施行する。

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

この要綱は、平成25年10月4日から施行する。

構成員

構成員名	備考
大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室	
大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室	管理者等
大阪府港湾局 計画調整課	
堺市環境局 環境保全部環境総務課	
堺市環境局 環境保全部産業廃棄物対策課	管理者等
企業による森づくり連絡調整会	
特定非営利活動法人 グリーンベイOSAKA	
住友ゴム工業株式会社	
西日本電信電話株式会社	
株式会社長谷工コーポレーション	
NPO法人 共生の森	
大阪帝塚山ロータリークラブ	
大阪リバーサイドロータリークラブ	
特定非営利活動法人 大阪府民環境会議	
日本野鳥の会大阪支部	

事務局

大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室	
----------------------	--